

当レポートでは2017年9月末時点(中間発表版)で統合報告書を発行している334社のレポート内容を分析し、その動向・潮流等を広く発信することを目的としている。第21回となる今回は、狭義の統合報告書発行企業178社(※)に焦点をあて、ガバナンスにおいて重要な「指名方針等」について考察する。

(※)狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、web等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

ガバナンスにおいて指名方針等の議論は、非常に重要なものとなっている。コーポレートガバナンス(CG)コードにおいては、【原則3-1 情報開示の充実】において、「取締役会が経営陣・取締役・監査役の指名に当たっての方針・手続」がCG報告書における開示事項となり、2017年5月の「価値協創ガイド」に続いて先月公表された「伊藤レポート2.0」においても、持続的価値創造を担保するための仕組みとしてガバナンスを捉え、その中で経営陣等の選任等について言及されている。

当分析レポートでは、狭義の統合報告書発行企業178社を対象として、指名方針等に関するガバナンス体制・任意の委員会等の設置状況を調べた。

会社区分別の形態は、下記表1の通りである。

現在、日本において指名委員会等設置会社は70社強に留まっている(全上場企業対象。日本取締役協会2017年8月調べ)。指名委員会等設置会社においては、メンバーの過半数が社外取締役である必要があり、監督と執行が分離した最も望ましいガバナンス形態と言われている。当該企業の統合報告書を見ると、指名委員会の運用方法について記載がある他、トップメッセージで指名方針等に言及するなど、随所にガバナンスの表現法において他社との差別化が図られている。

監査役会設置会社・監査等委員会設置会社でも、CGコードの原則4-10【任意の仕組の活用】で「指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり、独立社外取締役の関与を得るべき」とされているが、統合報告書上で任意の委員会の存在を示している会社は指名委員会等設置会社24社を除いた154社中の108社であった(70%)。実際に任意の指名に関する委員会の説明をしている会社は81社(53%)にとどまり、残りの27社については、ガバナンス体制図において、委員会の存在が示されているのみであったが、その運用方法を記載するなど、更なる改善の余地がある項目と言える。

また、社外取締役には、株主の代表者としての機能も期待されているが、指名関連の委員会の委員長の存在は、178社中67社で述べており、そのうちの54社が委員長を社外取締役としていた。構成員数に関して言及していた会社は178社中の88社であったが(下記表2参照)、構成員数で社内役員の方が人数が多いケースは存在しなかった。年々ガバナンス体制に関する開示は充実しており、外部の知見を反映させようとする姿勢は伺えるものの、今一步踏み込んだ開示が期待される部分であろう。

下記表2は全178社の統合報告書の記載内容のみを調査したものであるため、CG報告書やwebで開示されている情報を含めれば、「委員会の存在」や「委員長の有無」などの開示割合は増加する事が想定される。統合報告書では「簡潔性」も重要な要素であるが、事業運営上重要な指名方針等に関してはその「重要性」に鑑みると、現在よりも記載を充実させるべきではないだろうか。

こうした中でも、指名方針等に関する開示が充実している企業は、サクセッションプランを掲載し、社外役員対談で指名方針等に関する所見を企業の持続的成長と絡ませて述べる、取締役会の実効性評価で後継者計画を課題として挙げるなど、充実した記載となっている。

役員の選任という事柄は非常にセンシティブで決定方針等がブラックボックスになりがちである。社内の論理にとらわれず、企業の持続的成長に資する人材の選任を念頭に置き、多様な意見を取り入れた透明性の高い選任プロセスが望まれる。そのためにも、統合報告書においては、会社法上の要件である選任方針・手続を記載するのみにとどまらず、CG報告書に記載している情報のエッセンスも盛り込み、企業の持続的発展に資するボードメンバーの選任を如何に行っていくのか、分かり易く表現していくことが求められるだろう。

(出所) (株)ディスクロージャー&IR総合研究所 ESG/統合報告研究室の調査による

【表2：指名関連の主な記載事項】

【表1：会社区分別形態】

	社数(n:178)	社数(n:178)	指名委員会等設置会社以外(n:154)
指名委員会等設置会社	24(13%)	委員会の存在	108(70%)
監査役会設置会社	133(75%)	構成員数に言及	—
監査等委員会設置会社	21(12%)	社外委員長の存在に言及	—